

# 匿名化、仮名化、個人情報該当性 等の議論について

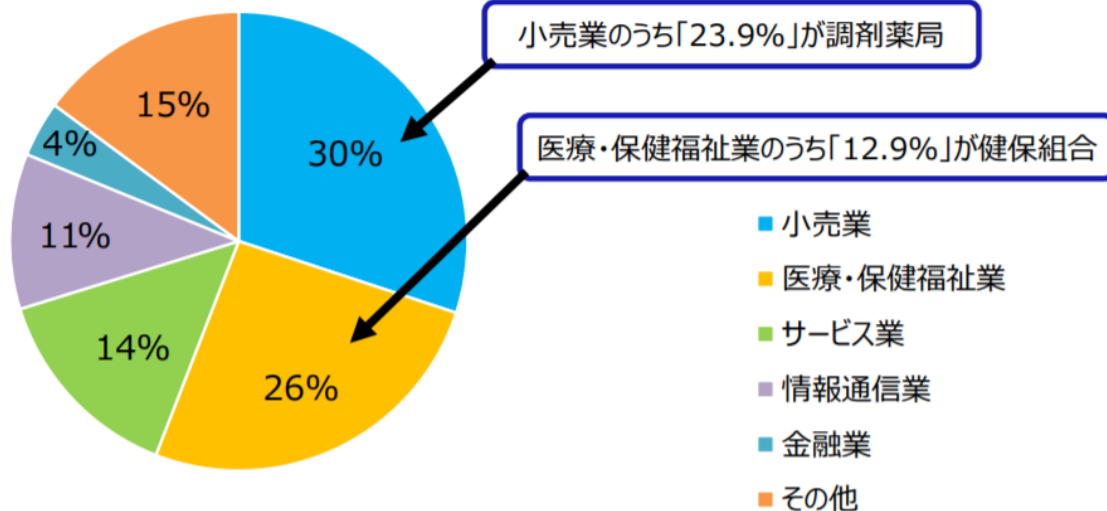
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
弁護士 落合 孝文

## 匿名加工情報制度

### ○ 匿名加工情報の活用状況

- 様々な業種において匿名加工情報の活用が進展。
- 特に、調剤薬局や健保組合など、機微な情報を取り扱う分野において、匿名加工情報の活用が顕著。

### (参考) 匿名加工情報の作成・提供に係る公表状況



※平成30年12月末現在。HP上で確認できる例を抜粋。業種は当委員会にて便宜的に区分。

4

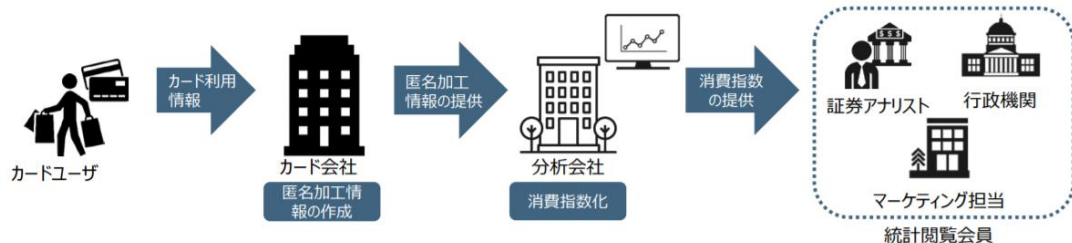
・金融分野での利用は必ずしも多くない。

・左図では明示されていないが、一般的には、匿名加工情報を利用したことがないという事業者が圧倒的に多いと認識。

# 匿名加工情報の利用例 ークレジットカードー

## 事例1 クレジットカード情報の利活用事例

- 本事例では、クレジットカードユーザのカード利用情報を、カード会社が匿名加工し、分析会社に第三者提供している。
- 分析会社は、匿名加工情報から消費指数を作成し、統計閲覧会員向けに指数を提供するサービスを展開している。



|                |   |   |
|----------------|---|---|
| 匿名加工の対象となる個人情報 | カードユーザの属性情報、利用明細情報  |   |
| 匿名加工情報の利活用目的   | 分析会社で消費指数を算出する際に、当初はクレジットカード会社から提供された統計情報を用いていたが、ノイズ除去による指数精度の向上および属性別指数公開を可能とするために、匿名加工情報をもとに算出することにした |   |
| 匿名加工に用いた手法     | カードユーザの属性情報   | カード番号と氏名は削除。カードユーザIDは別IDに置換え。住所は都道府県単位に加工。年齢は5歳刻みに加工。入会日は入会年月に加工。性別のみそのまま利用 |
|                | 利用明細情報  | カード利用日は2週間単位に加工。利用店舗情報は店舗業種に加工。利用金額のみ加工なし                                   |
| 匿名加工情報の提供方法    | データファイルを暗号化し、セキュリティが確保された手段で提供  |   |

出典：個人情報保護委員会HP掲載のパーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する動向調査事例集サマリ（2019年3月29日）株式会社野村総合研究所作成2頁より

・左記の事例では、加工にあたり、長期間のデータ連結を防止するため以下のような工夫がされている。

- ✓ 個人を特定するIDを別IDに置き換える
- ✓ 別IDに置き換えるハッシュ関数は作成の都度変更する
- ✓ 全ユーザ分ではなくランダムサンプリングしたユーザの情報を匿名加工情報にする（作成の都度サンプリングし直す）

・また、加盟店の反発を避けるために、以下の対応をしている。

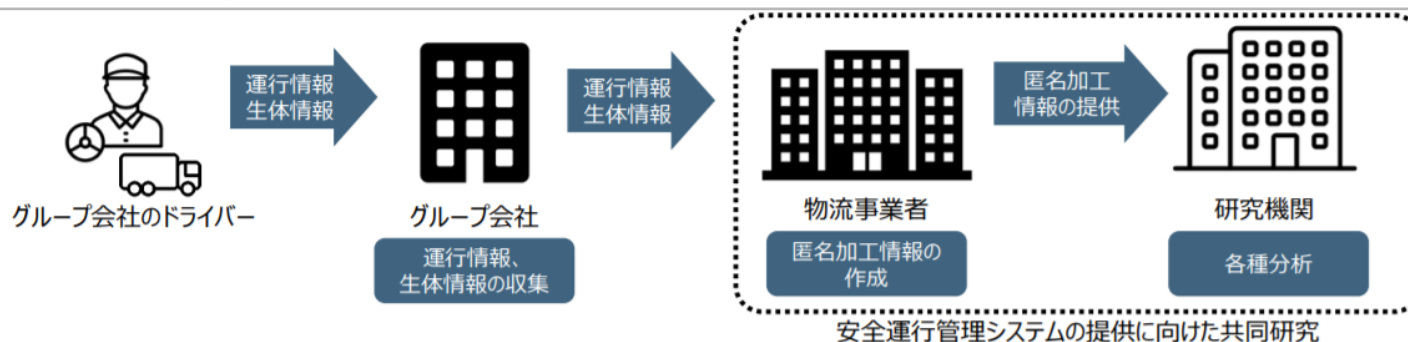
- ✓ 購買情報の店舗名は削除し、店舗業種に加工する
- ✓ 店舗業種の設定は統計閲覧会員の声を反映し、指数公開時に有用性の高い業種分類になるようにする

# 匿名加工情報の利用例

## —物流分野—

### 事例 2 物流ドライバーの運行・生体情報の利活用

- 本事例では、物流事業者はドライバーの運行情報および生体情報を匿名加工し、その情報を研究機関へ第三者提供を行っている。
- 物流事業者は、ドライバーの事故防止、安全意識の向上に向け、ドライバーの安全運行管理システムの提供を計画しており、研究機関と共同研究を進めている。



|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 匿名加工の対象となる個人情報 | ドライバー情報（生体情報等）、運行情報等  |  |
| 匿名加工情報の利活用目的   | ドライバーの運行情報・生体情報を分析することで、リアルタイムにドライバーや運行管理者に警告を発信し、事故を未然に防ごうとしている。また、危険な状況のドライブレコーダーの動画を収集し、社内の啓発に役立てることも計画している。 |  |
| 匿名加工に用いた手法     | ドライバー情報   | 社員IDは別IDに置換え。性別、生年月、生体情報（体温など）は加工なし                              |
|                | 運行情報  | ドライブレコーダーによる動画は動画撮影対象の当該個人が特定できないようにモザイク処理。運行情報（時間、距離、速度など）は加工なし |
| 匿名加工情報の提供方法    | 暗号化、またはパスワード保護された電子ファイルを外部記録媒体に保存し、同媒体を手交、または記録の残る輸送手段による送付、あるいはアクセス権を設定したサーバー内のフォルダを利用した提供                     |  |

## (参考)「匿名加工情報・個人情報の適正な利活用の在り方に関する動向調査(報告書)」(平成30年3月)(抜粋)

※アンケート調査実施対象：IoT推進コンソーシアムの会員企業(回答数 207件) 実施期間：平成30年3月8日から同月16日

### 匿名加工情報の利活用のメリットについて



### 匿名加工情報の利活用に向けた課題について



## ◆ 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理（個人情報保護委員会）40頁での議論

- EUにおいては、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「**仮名化**」が規定され、**国際的にもその活用が進みつつある。**
- 我が国においても、「**仮名化**」のような個人情報と**匿名加工情報の中間的規律の必要性**については、従前から経済界からの要望もあるところであるが、具体的なニーズの有無、開示請求や利用停止等本人関与の在り方を含めた規律の在り方等について、**EUの規律のレベルの実態、国際的な動向も踏まえ、具体的に検討していく必要がある。**

## ○ GDPRにおける匿名化・仮名化との比較（暫定版）

|        | 個人情報保護法  | GDPR   |   |
|--------|--|--|---|
|        | 匿名加工情報   | 匿名化（Anonymisation）   | 仮名化（Pseudonymisation）   |
| 定義     | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。（第2条第9項）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし。</li> </ul> <p>（参考）GDPR前文(26)<br/>データ保護の基本原則は、匿名情報、すなわち、識別された自然人又は識別可能な自然人との関係をもたない情報、又は、データ主体を識別できないように匿名化された個人データに対しては、適用されない。本規則は、それゆえ、統計の目的又は調査研究の目的を含め、そのような匿名情報の取扱いに関するものではない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「仮名化」とは、追加的な情報が分離して保管されており、かつ、その個人データが識別された自然人又は識別可能な自然人に属することを示さないことを確保するための技術上及び組織上の措置の下にあることを条件として、その追加的な情報の利用なしには、その個人データが特定のデータ主体に属することを示すことができないようにする態様で行われる個人データの取扱いを意味する。（第4条(5)）</li> </ul> |
| 運用上の規律 | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の義務を遵守することが求められている。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-匿名加工情報の作成等（第36条）</li> <li>-匿名加工情報の提供（第37条）</li> <li>-識別行為の禁止（第38条）</li> <li>-安全管理措置等（第39条）</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>運用上、元の個人データを本人が特定されないように加工するとともに、加工手法等に関する情報を削除することが匿名化の条件とされている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第25条（データ保護バイデザイン及びデータ保護バイデフォルト）や第32条（取扱いの安全性）において、適切な技術的及び組織的な措置の例として、仮名化が挙げられている。</li> <li>個人データよりも負荷の軽い規律となっている（※第11条(2)）。</li> </ul>  |

### ● GDPR第11条(2)

-管理者がデータ主体を識別する立場にないことを証明できるときは、その管理者は、それが可能であるならば、データ主体に対し、しかるべく通知する。そのような場合、データ主体が、それらの条項に基づく自己の権利の行使の目的のために、自身の識別ができるようにする付加的な情報を提供する場合を除き、第15条から第20条は、適用されない。

※第15条（データ主体によるアクセスの権利）、第16条（訂正の権利）、第17条（消去の権利（「忘れられる権利」））、第18条（取扱いの制限の権利）、第19条（個人データの訂正若しくは消去又は取扱いの制限に関する通知義務）、第20条（データポータビリティの権利）

# GDPRにおける仮名化の意味

## ◆ 英国の個人情報保護当局ICOのHPより

### – 仮名化の意味

- 仮名化には、個人に簡単に紐づけられる**名前またはその他の識別子を、例えば、参照番号で置き換える**ことが含まれる。
- 関連情報へのアクセスにより、その参照番号を個人に結びつけられる場合には、技術的および組織的な対策を講じて、この追加情報が個別に保持されるようにする。

### – 仮名化の効果

- 仮名の個人データは、**データ主体に対するリスクを軽減するが、仮名化をしても個人データであるという評価を変えない。**

### 参考元URL

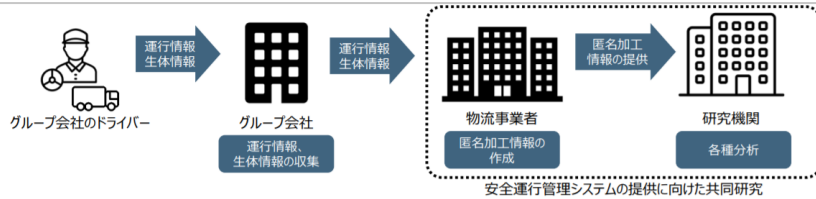
<https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/guide-to-the-general-data-protection-regulation-gdpr/what-is-personal-data/what-is-personal-data/>



## 日本の匿名加工情報例

### 事例 2 物流ドライバーの運行・生体情報の利活用

- 本事例では、物流事業者はドライバーの運行情報および生体情報を匿名加工し、その情報を研究機関へ第三者提供を行っている。
- 物流事業者は、ドライバーの事故防止、安全意識の向上に向け、ドライバーの安全運行管理システムの提供を計画しており、研究機関と共同研究を進めている。



|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 匿名加工の対象となる個人情報 | ドライバー情報（生体情報等）、運行情報等   |  |
| 匿名加工情報の利活用目的   | ドライバーの運行情報・生体情報を分析することで、リアルタイムにドライバーや運行管理者に警告を発信し、事故を未然に防ぐとしている。また、危険な状況のドライブレコーダーの動画を収集し、社内の啓発に役立てることも計画している。 |  |
| 匿名加工に用いた手法     | ドライバー情報  | 社員IDは別IDに置換え。性別、生年月、生体情報（体温など）は加工なし                              |
|                | 運行情報   | ドライブレコーダーによる動画は動画撮影対象の当該個人が特定できないようにモザイク処理。運行情報（時間、距離、速度など）は加工なし |
| 匿名加工情報の提供方法    | 暗号化、またはパスワード保護された電子ファイルを外部記録媒体に保存し、同媒体を手交、または記録の残る輸送手段による送付、あるいはアクセス権を設定したサーバー内のフォルダを利用した提供                    |  |

NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

3

出典：個人情報保護委員会HP掲載のパーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する動向調査事例集サマリー（2019年3月29日）株式会社野村総合研究所作成 3頁より

## 英国ICOのHPでの仮名化の例

A courier firm processes personal data about its drivers' mileage, journeys and driving frequency. It holds this personal data for two purposes:

(省略)

However, **a second team . . . the identification of the individual is unnecessary.**

Therefore, the firm ensures that the second team can only access the data in a form that makes it not possible to identify the individual couriers. **It pseudonymises this data by replacing identifiers (names, job titles, location data and driving history) with a non-identifying equivalent such as a reference number which, on its own, has no meaning.**

**The members of this second team can only access this pseudonymised information.**

Whilst the second team cannot identify any individual, **the organisation itself can, as the controller, link that material back to the identified individuals.**

This represents good practice under the GDPR.

# 匿名化、仮名化の位置づけ

## ◆ EU・GDPR

- 匿名化された情報はGDPRの対象外
- 仮名化された情報も個人データの一部（事業者の義務が軽減される）

## ◆ 日本・個人情報保護法

- 統計情報は個人情報保護法の対象外
- 匿名加工情報は個人情報保護法の対象
- 仮名化の枠組みは現行法では存在しない

## ◆ 留意点

- 匿名化、個人データの定義はEU・日本で相違
- **仮名化はどのように定義するか？、またどのように位置づけるか？**

# 個人情報保護委員会の中間整理パブコメ に対して提出された意見

## ◆ Fintech協会の意見

- 「仮名化」の検討について、慎重な検討が必要と考える。仮名化によるメリット・デメリットを把握する必要があり、匿名加工情報が十分に活用されているとはいえない現状を踏まえ、**利用されるカテゴリーを新設**することには丁寧な検討が必要である。
- **仮匿名加工情報に加えていたずらにカテゴリーを増やすのみの結果名化の定義等によっては、となり、かえって事業者による個人データの適切な利活用を阻害する結果となる可能性もある**ため、慎重に検討することが重要と考える。

# 個人情報保護委員会の中間整理パブコメ に対して提出された意見

## ◆ (一社)日本経済団体連合会情報通信委員会企画部会の意見

- 事業者にとっては、「仮名化」情報が創設されることで**データ活用に向けた選択肢が増える一方、個人に関する「情報」の区分がさらに増えることで管理コストの増大を招く可能性**もある。
- (注：一般社団法人全国銀行協会も「「個人情報・個人データ・保有個人データ・要配慮個人情報（機微情報）・匿名加工情報・マイナンバー」等、複数の種類の情報が存在し、その種類ごとに、求められる管理が異なる状況下、安易に情報の種類を増やすことは、消費者・企業に混乱を招く可能性が高く、実効性の観点から懸念がある。」との意見を提出している)

## ◆ 経営法友会の意見

- **匿名加工情報**の場合、加工のレベルが高く目的を達成できないケースもあるため、加工度の緩やかな**「仮名化」データに需要があると思われる**が、匿名加工情報よりも個人情報に近い性質のものであることから、**匿名加工情報以上に難易度の高い加工ルールや厳しい各種義務が設けられる可能性が高いものと想定され、匿名加工情報と同様に利用が進まない可能性がある**とともに、「仮名化」という新たな規律を設けることにより制度の複雑化にも繋がりがねない。また、現在の匿名加工情報制度のように定不明瞭な規定では事業者としては活用を控えざるを得ないため、仮名情報制度を導入検討する場合には、データ利活用促進のための制度であることを踏まえた内容にするとともに、要件等については明瞭に法令やガイドラインで規定すべきである。また、導入時にはその適切性や導入が国民の利益になる点についても周知されたい。

## 1-⑦ 提供先第三者の選定

指針に追記

13

- 指針ver1.0では、情報銀行は個人情報を提供する提供先第三者に対して、「情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い」を求めていることとされている。認定基準では、個人情報を安心して預けられるかという観点から、セキュリティ基準やガバナンス体制等に関し情報銀行に一定の水準を求めており、提供先にも同様の扱いを求めることで、情報銀行を利用する個人の安心を確保することとしている。
- 提供先がPマークまたはISMS認証を取得していない場合は、情報銀行が当該提供先におけるデータの安全性を確保するための具体的な対策を講じ、提供先における体制と合わせて総合的に「認定基準に準じた扱い」を実現することも考えられる。
- 提供先第三者の選定に関し、認定の具体的な考え方については以下のとおりである。

### ■ 認定の具体的な考え方

#### 認定指針

[指針ver1.0の認定基準における記載]

- ・情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い（セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等）を求めること
- ・個人情報の第三者提供を行う場合の提供先第三者及び利用目的に関する適切な判断基準（認定基準に準じて判断）の設定・明示

- 情報銀行は、個人情報の第三者提供にあたり、個人が予め同意した条件の下で提供の可否について一定の判断を行う。このため、まず、情報銀行は適切な判断基準を設定することが求められる。
- 個人が安心して利用できる情報銀行を認定するという観点から、この判断基準において、情報銀行は提供先にも「認定基準に準じた扱い」を求めることが求められている。
- 提供先がPマークまたはISMS認証を取得していない場合、提供先における「認定基準に準じた扱い」の確保について、次のとおり指針に限定的に補足を記載する。

#### 指針の補足

情報銀行は、提供先がPマークまたはISMS認証を取得していない場合であっても、

- ・ 情報は情報銀行が管理し、提供先は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- ・ 提供先において特定の個人を識別できないよう、個人情報の暗号化処理または個人情報の一部の置き換え等の処理を行い、復元に必要な情報を除いた形で提供先に提供する
- ・ ~~情報銀行の監督下で、提供先からPマークまたはISMS認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる~~

のいずれかの対策を講じた上で、それぞれのケースにおいて求められる情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的な基準を提供先が遵守していると認められる場合には、「認定基準に準じた扱い」であるとして行うことができる。

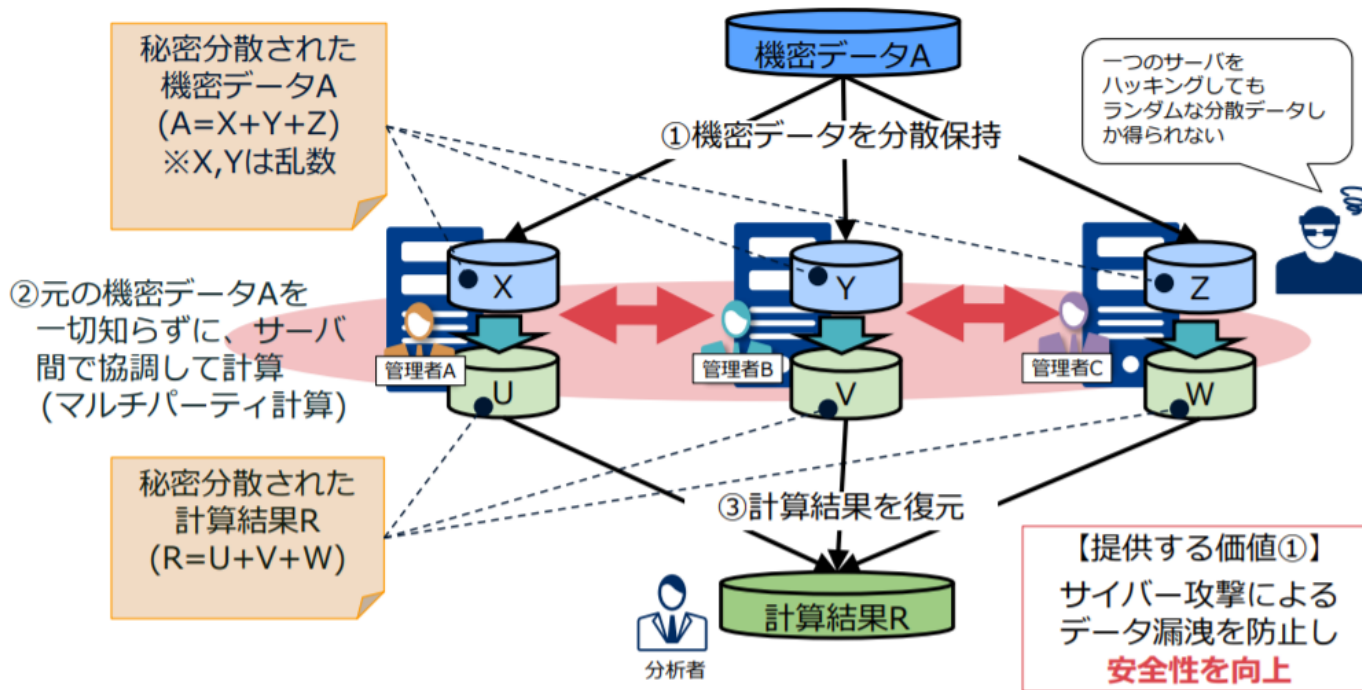
注：赤線は発表者が付したものである。

出典：総務省・経済産業省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 取りまとめ（案）」に対する意見募集（2019年6月19日）情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ（案）13頁より

## 【ご参考】秘密計算技術の説明(1/2)：概要

秘密計算技術（秘密分散型のマルチパーティ計算技術）によって、複数のサーバが秘匿したデータを分散保持し、**秘匿したままの任意の計算**を実行可能※1

※1 計算を論理回路として表現することで、理論上は任意の計算が可能



### ・論点

そもそも、秘密計算について、個人情報・個人データに該当しないという整理があるのか？

・今後、複数のデータを突合し、個人情報を保有せずに、データの処理だけができる場合というのがどのように想定されるか？

## 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 Atsumi & Sakai 東京オフィス

- 〒100-0011東京都千代田区内幸町2-2-2富国生命ビル (総合受付: 16階)
- 落合 孝文(おちあい たかふみ)(パートナー)弁護士 [takafumi.Ochiai@aplaw.jp](mailto:takafumi.Ochiai@aplaw.jp)
- 慶應義塾大学工学部数理科学科2004年卒、慶應義塾大学大学院理工学研究科在籍中に旧司法試験合格。2006年弁護士登録
- 森・濱田松本法律事務所(東京オフィス・北京オフィス)での約9年の執務を経て、2015年より現事務所。
- 一般社団法人電子決済代行事業者協会理事、一般社団法人Fintech協会分科会事務局長、一般社団法人日本ブロックチェーン協会リーガルアドバイザー、一般社団法人金融革新同友会「FINOVATORS」FINO-MENTORS、一般社団法人日本医療ベンチャー協会理事、一般社団法人データ流通推進協議会 監事、公益財団法人金融情報システムセンター 安全対策専門委員会 安全対策基準改訂に関する検討部会委員、一般社団法人全国銀行協会オープンAPI推進研究会メンバー など兼職多数
- 内閣府 革新的事業活動評価委員会 委員
- 経済産業省大臣官房 臨時専門アドバイザー、RegTech/SupTech検討会 委員
- 総務省、経済産業省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」、同検討会金融データWG及び健康・医療WG 委員、経済産業省、公正取引員会、総務省「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会 データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」委員 など多数

本資料、講演において講演者が述べた事項は、講演者が所属する法律事務所、又は講演者や当該法律事務所が所属・活動する他の団体等における見解を述べたものではなく、また、外国法についての助言を構成するものではありません。

This document and the matters discussed by the presenters in this panel discussion do not represent the views of the law firm of the presenters or other organizations, etc. to which the presenters and/or the law firm belongs or represents, and they also do not constitute advice on foreign law.



ご静聴ありがとうございました。

*Thank you*

